

実績評価書

平成18年7月

政策体系	番号	
基本目標	7	利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること
施策目標	1	生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供すること
	I	生活困窮者の自立を適切に助長すること
担当部局・課	主管部局・課	社会・援護局保護課
	関係部局・課	

1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標1	自立支援プログラムの参加者数等が前年度を上回ること				
(実績目標を達成するための手段の概要)					
<p>保護の実施機関（都道府県知事、市長及び福祉事務所を設置する町村長）が関係機関等との連携を図ることにより、被保護者の抱える多様な課題に対応できる幅広い自立支援プログラムを整備し、被保護者その他の生活困窮者への周知を行い、その参加を促すこと等。</p> <p>なお、自立支援プログラムとは、就労による経済的自立（就労自立）のためのプログラムのみならず、それぞれの被保護者の能力やその抱える問題等に応じ、身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送ること（日常生活自立）、社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ること（社会生活自立）を目指すプログラムをも含むものである。</p> <p>○関連する経費（平成17年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立支援プログラム策定実施推進事業 13,597百万円（セーフティネット支援対策等事業費補助金）の内数 <p>(評価指標の考え方)</p> <p>以下の評価指標は、実績目標における目標値の達成度を測定する指標である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立支援プログラムの参加者数 自立支援プログラムに参加した者の数（各年度毎） 自立支援プログラムの目標達成者数 自立支援プログラムに参加し、その目標を達成した者の数（各年度毎） 個別自立支援プログラムのプログラム数 実施機関が作成し、整備している利用可能な自立支援プログラムの数（各年度毎。ハローワークにおける生活保護受給者等就労支援事業に係るものを除く。） 					
(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
自立支援プログラムの参加者数（人）	—	—	—	—	28,208

(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
自立支援プログラムの目標達成者数 (人)	—	—	—	—	7,933
(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
個別自立支援プログラムのプログラム 数	—	—	—	—	585
(備 考)					
評価指標は、厚生労働省社会・援護局保護課調べ。また、自立支援プログラムについては、平成17年度から導入を推進することとしたため、平成16年度以前の数値は把握できない。平成17年度の数値は、平成17年12月末現在のもの。					
(参考指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
被保護者数(千人)	1,148	1,243	1,344	1,423	—
(備 考)					
参考指標は、各年度末現在の被保護者の総数であり、「福祉行政報告例(社会福祉行政業務報告)」(厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課)による。平成17年度の数値は、集計中。					
実績目標2	生活保護を受給している長期入院患者が居宅又は施設へ移行すること				
(実績目標を達成するための手段の概要)					
生活保護を受給している長期入院患者で、医師から入院が不要と判断された者に対して、退院後の受入先の確保についての援助を行うこと等。					
○関連する経費(平成17年度予算額)					
・自立支援プログラム策定実施推進事業 13,597百万円(セーフティネット支援対策等事業費補助金)の内数					
(評価指標の考え方)					
医師から入院が不要と判断された長期入院患者のうち居宅又は施設へ移行した者の割合は、生活保護を受給し、180日(平成13年度の数値については1年)を超えて入院している患者で、医師から入院が不要と判断された者のうち、居宅又は施設へ移行した者の割合(各年度毎)を示す指標であり、実績目標を達成するための手段に関連する政策の推進により、当該数値がどのように推移したかを分析し、実績目標の達成度を測定する。					
(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
医師から入院が不要と判断された長期 入院患者のうち居宅又は施設へ移行し た者の割合	48.4%	50.3%	51.7%	48.7%	—
(備 考)					
評価指標は、「長期入院患者実態把握」(厚生労働省社会・援護局保護課)による。平成17年度の数値は、集計中。					
(参考指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
被保護者数(千人)	1,148	1,243	1,344	1,423	—
(備 考)					
参考指標は、各年度末現在の被保護者の総数であり、「福祉行政報告例(社会福祉行政業務報告)」(厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課)による。平成17年度					

の数値は、集計中。

2. 評価

(1) 現状分析

現状分析

生活保護制度は、生活に困窮する者に対し、最低限度の生活を保障するとともに自立の助長を図ることを目的としている。

平成7年度以降、保護率（人口に対する被保護者数の割合）は急激に上昇し、平成16年度において11.1%となっている。世帯類型別では、高齢化の影響により高齢者世帯、特に高齢単身世帯が増加している。

今日の被保護世帯は、傷病・障害、精神疾患等による社会的入院、DV（ドメスティック・バイオレンス）、虐待、多重債務、元ホームレス、相談に乗ってくれる人がいないため社会的きずなが希薄であることなど多様な問題を抱えており、また、保護受給期間が長期にわたる場合も少なくない。一方、保護の実施機関においては、これまでも担当職員が被保護世帯の自立支援に取り組んできたところであるが、被保護世帯の抱える課題の複雑化と被保護世帯の増加により、担当職員個人の努力や経験等に依存した取組だけでは、十分な支援が行えない状況となっている。

このような状況を踏まえ、経済的給付を中心とする現在の生活保護制度から、実施機関が組織的に被保護者の自立を支援する制度に転換することを目的として、平成17年度から自立支援プログラムの導入を推進していくこととした。

さらに、保護費の約半分を医療扶助費が占めていることから、生活保護を受給している長期入院患者の適切な処遇の確保についても、重要な課題となっている。

(2) 評価結果

政策手段の有効性の評価

自立支援プログラムについては、全国福祉事務所長会議、市町村セミナー、ケースワーカー研修会等において、積極的に取り組んでいる実施機関の紹介、講演、事例集の提示等を行うことにより、実施機関における導入を促進した。その結果、導入初年度である平成17年度において、285自治体で585プログラムが策定され、28,208人の参加を得ることができたところであり、目標達成者数は7,933人であった。

生活保護を受給している長期入院患者の居宅又は施設への移行の促進については、実施機関による適切な受入先の確保や退院阻害要因の解消に向けた指導援助体制の充実等、地域の実情に応じた取組がなされた。その結果、平成16年度において、医師から入院が不要と判断された長期入院患者のうち居宅又は施設へ移行した者の割合が、平成13年度以来の一定の水準を維持している。

政策手段の効率性の評価

実施機関が関係機関との連携を図ることにより、実施機関管内の被保護者の実態を踏まえ、被保護者の抱える多様な課題に対応できる幅広い自立支援プログラムを整備し、被保護者その他の生活困窮者への周知を行い、その参加を促すこと等によって、効率的に自立支援への取組が行われている。また、全国福祉事務所長会議、市町村セミナー、ケースワーカー研修会等において、自立支援プログラムに積極的に取り組ん

でいる実施機関の紹介、講演、事例集の提示等を行うことにより、情報の共有に努めているところである。

生活保護を受給している長期入院患者の居宅又は施設への移行の促進についても、同様に、実施機関が関係機関との連携を図ることにより、効率的に退院促進等への取組が行われている。

総合的な評価

実施機関が関係機関との連携を図ることにより、実施機関管内の被保護者の実態を踏まえ、被保護者の抱える多様な課題に対応できる幅広い自立支援プログラムを整備し、また国としてその導入を促進した結果、導入初年度である平成17年度において、一定の参加者数、目標達成者数、プログラム数を確保した。一方、生活保護を受給している長期入院患者の居宅又は施設への移行の促進についても、同様に適切な取組が行われた結果、医師から入院が不要と判断された長期入院患者のうち当該移行者の割合が、一定の水準を維持している。

これらにより、「生活困窮者の自立を適切に助長すること」という施策目標の達成に向けて進展があった。

評価結果分類

- 1 目標を達成した
- ② 達成に向けて進展があった
- 3 達成に向けて進展がみられない

分析分類

- 1 分析が的確に行われている
- ② 分析がおおむね的確に行われている
- 3 分析があまり的確でない

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

- ・「生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書」（平成16年12月15日）

②各種政府決定との関係及び遵守状況

- ・「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（平成16年6月4日閣議決定）（抄）

第1部 「重点強化期間の主な改革」

5. 「持続可能な安全・安心」の確立

（1）社会保障制度の総合的改革

（生活保護の見直し）

- ・社会経済情勢の変化等を踏まえ、加算等の扶助基準の見直し、保護の適正な実施に向けた地方公共団体の取組の推進など、制度、運営の両面にわたる見直しを行い、平成17年度から実施する。特に、雇用施策と連携しつつ、就労及び自立を促す。

③総務省による行政評価・監視等の状況

- ・「生活保護に関する行政監察改善措置状況報告書」（平成12年12月）

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

なし。

⑤会計検査院による指摘

なし。